# 独立行政法人教職員支援機構における研究活動及び研究費の運営・管理責任体制

令和6年4月1日

**最高管理責任者**
（理事長）

・不正防止対策の基本方針の策定・周知
・役員会等における審議の主導
・啓発活動の定期的な実施
・調査委員会の設置
・その他必要な措置等

設置 → **不正防止計画推進委員会**
（委員長：統括管理責任者）

（委員）
・コンプライアンス推進責任者
・研修推進課長
・総務企画課長
・財務課長

・不正防止計画の策定及び推進
・不正発生要因の把握
・不正防止計画の検証及び改善策の策定
・研究倫理教育、コンプライアンス教育及び啓発活動等の企画及び立案
・モニタリングの企画及び立案
・不正行為の防止に係る行動規範の浸透

設置 → **調査委員会**
（委員長：統括管理責任者）

・本調査の実施
・不正が行われたか否か等の認定

**統括管理責任者**
（理事）

・組織横断的な体制の統括
・機構全体の具体的な対策の策定・実施
・実施状況の確認・報告
・予備調査委員会の設置
・通報窓口の統括

設置 → **予備調査委員会**
（委員長：統括管理責任者）

・予備調査の実施

連携

**監事**

・内部統制の整備・運用状況についての確認・意見
・不正発生要因が不正防止計画に反映されているかの確認・意見
・不正防止計画が適切に実施されているかの確認・意見

**監査室【通報窓口】**

・内部監査の実施
・不正発生要因の把握
・不正行為に関する通報の受付

連携 → **会計監査人**

**研究倫理教育責任者**
（教職員の学び共同開発部長）

・定期的な研究倫理教育の実施
・実施状況の確認・報告

**コンプライアンス推進責任者**
（総務部長、教職員の学び共同開発部長）

・自己の管理監督又は指導する部局等における対策の実施
・実施状況の確認・報告
・定期的なコンプライアンス教育の実施、受講状況の管理監督、理解度の把握、誓約書の徴求
・定期的な啓発活動の実施
・モニタリングの実施、改善指導

（総務部長統括）

**相談窓口**
（総務企画課総務係、財務課総括係）

・研究費の事務処理手続きに関する機構内外からの相談の受付